

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成29年4月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
牧コミュニティプラザ	上越市牧区田島705 番地10	集会室	183.30 (旧192.10)	平成29年3月27日
		憩いの間	58.50 (旧45.30)	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
上越市厚生北会館	上越市西本町4丁目 15番25号	遊戯室	1967.00	平成29年4月1日